

令和2年 6月 定例教育委員会

日時 令和2年6月26日(金)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

- (1) 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
[生涯学習・スポーツ課] P.1
- (2) 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
[中央図書館] 当日配布

【報告事項】

- (1) 6月定例市議会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について [各課等] 当日配布
- (2) 鳥取市教育大綱・教育振興基本計画の策定について [教育総務課] P.10
- (3) 末恒小学校校舎外壁の落下について [教育総務課] P.11
- (4) 「分散登校への意見」アンケートについて [学校教育課] P.13
- (5) 地域組織のあり方検討について [生涯学習・スポーツ課] P.15
- (6) 鳥取市民体育館再整備事業について [生涯学習・スポーツ課] P.16
- (7) 特別天然記念物コウノトリの生育状況等について [文化財課] P.18
- (8) 公用車の事故について [中央図書館] P.23

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[7月] 令和2年7月29日(水) 13:30 ～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
[8月] 令和2年8月25日(火) 13:30 ～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

① 行事予定（5月26日～6月26日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
	26	(火)	人権教育主任研修①（中止）	国府町コミュニティセンター
			天体観察会再開（定員10名程度の事前予約制）	さじアストロパーク
	27	(水)	用瀬町みすみ大学開講式（中止）	用瀬町民会館
	28	(木)		
	29	(金)		
	30	(土)	あおや文化まつり2020（～6月28日）	あおや郷土館
	31	(日)		
6月	1	(月)		
	2	(火)	外国語・外国語活動支援員研修・ワークショップ①（中止）	鳥取市教育センター
			子ども考古学教室	醇風小学校
			プラネタリウム投影再開（定員4組15名）、星のコテージ宿泊再開	さじアストロパーク
	3	(水)		
	4	(木)	子ども考古学教室	修立小学校
	5	(金)	第2回用瀬町成人学級一日研修（中止）	
	6	(土)	クイズラリー	仁風閣
			きなんせ！English World①（中止）	鳥取市教育センター
	7	(日)	クイズラリー	仁風閣
	8	(月)	小さい子どものためのわらべうた・夏	中央図書館
	9	(火)	青谷町高齢者教室社会見学（中止）	鳥根県安来市ほか
			青谷上寺地遺跡 古代米田植え体験	青谷上寺地遺跡
	10	(水)	青谷上寺地遺跡 古代米田植え体験	青谷上寺地遺跡
			English World キャラバン②（中止）	宝木小、瑞穂小、浜村小、逢坂小、気高中、河原第一小
	11	(木)	河原町みつき大学現地学習（中止）	県外
			中堅教諭等資質向上研修②・6年目研修①	鳥取市教育センター（遠隔）
	12	(金)	副校長・教頭研修①	鳥取市教育センター（遠隔）
	13	(土)	おうちだにワークショップ グリーティングカードを作ろう！ おもてなしイベント ※常設展示さよならイベント	鳥取市歴史博物館
	14	(日)	おもてなしイベント ※常設展示さよならイベント	鳥取市歴史博物館
			親子で楽しむ星の講座（定員6組、予約制）	さじアストロパーク
	15	(月)	鳥取市歴史博物館 臨時休館（～7月13日）	鳥取市歴史博物館
			子ども考古学教室	美保小学校
	16	(火)	子ども考古学教室	倉田小学校
	17	(水)	第2回用瀬町みすみ大学（中止）	用瀬町民会館
			期間展示「本田実展」、プラネタリウム「星と出会う日々～本田実物語～」スタート	さじアストロパーク
			子ども考古学教室	賀露小学校
	18	(木)	子ども考古学教室	国府小学校・散岐小学校
	19	(金)	河原町女性セミナー県外研修（中止）	県外
			子ども考古学教室	城北小学校
20	(土)	鳥取講座～鳥取城跡・石垣修理60年～	仁風閣	
21	(日)	宇宙ふしぎ探検「部分日食を見よう」	さじアストロパーク	
22	(月)	子ども考古学教室	福部小学校	
23	(火)	教職員人権教育研修	鳥取市教育センター（遠隔）	
		子ども考古学教室	用瀬小学校	
24	(水)	第1回用瀬町郷土史講座	用瀬町民会館	
		English World キャラバン③（中止）	津ノ井小、宮ノ下小	
		子ども考古学教室	扶桑小学校	
25	(木)	民俗行事（端午の節句）（中止）	河原歴史民俗資料館	
		ワークショップ②	鳥取市教育センター（遠隔）	
		子ども考古学教室	湖山西小学校	
26	(金)	6月定例教育委員会	市役所本庁舎	
		学校司書・司書教諭研修（全）	鳥取市教育センター（遠隔）	
		子ども考古学教室	遷喬小学校・面影小学校	

② 行事予定（6月27日～7月29日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
	27	(土)		
	28	(日)	親子で楽しむ星の講座(定員6組、予約制)	さじアストロパーク
	29	(月)		
	30	(火)	子ども考古学教室	岩倉小学校
7月	1	(水)		
	2	(木)	子ども考古学教室	若葉台小学校
	3	(金)	教務主任研修	鳥取市教育センター（遠隔）
	4	(土)	第3回用瀬町成人学級(中止)	用瀬小学校
	5	(日)		
	6	(月)	情報化推進リーダー研修（全） 子ども考古学教室	鳥取市教育センター（遠隔） 美保南小学校
	7	(火)	宇宙ふしぎ探検「七夕の星を見よう」	さじアストロパーク
	8	(水)	English World キャラバン④（中止） 小さい子どものためのわらべうた・夏 子ども考古学教室	稲葉山小、東郷小 中央図書館 宝木小学校
	9	(木)		
	10	(金)	校長研修②（中止）	国府町コミュニティセンター
	11	(土)	まさきたかこペン画展（～8月23日）	あおや郷土館
	12	(日)		
	13	(月)	第2回用瀬町ひいな学級 子ども考古学教室	用瀬町民会館 明治小学校
	14	(火)	道徳教育推進教師研修（全） 青谷町高齢者教室（参加人数を調整して実施）	鳥取市教育センター（遠隔） 青谷町総合支所多目的ホール
	15	(水)		
	16	(木)	小さい子どものための絵本の時間	中央図書館
	17	(金)		
	18	(土)	八上姫杯テニス大会（9月に延期） 夏休み青谷3館クイズラリー	用瀬運動公園テニスコート あおや郷土館・上寺地遺跡展示館・和紙工房
	19	(日)		
	20	(月)		
	21	(火)		
	22	(水)		
	23	(木)		
	24	(金)		
	25	(土)		
	26	(日)		
	27	(月)	特別支援学級担任研修（全）（中止）	国府町コミュニティセンター
	28	(火)		
	29	(水)	7月定例教育委員会 第3回用瀬町みすみ大学	市役所本庁舎 用瀬町民会館

6月定例教育委員会 資料	
令和2年6月26日(金)	
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案13号 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正について

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市文化センターサテライトオフィスの設置のため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市文化センターサテライトオフィスの休館日及び開館時間を定めます。(第2条関係)
- (2) 鳥取市文化センターサテライトオフィスの設備器具利用料金を定めます。(第3条関係)
- (3) その他所要の整理を行います。

3 施行期日

この規則は、令和2年7月1日から施行することとします。

議案第13号

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和2年6月26日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年鳥取市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（休館日及び開館時間）

第2条 鳥取市文化センター（以下「文化センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

施設の名称	休館日	開館時間
鳥取市文化ホール	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで

鳥取市生涯学習センター 鳥取市視聴覚ライブラリ	1 2月29日から翌年の 1月3日までの日	
鳥取市こども科学館		午前9時から午後6時まで
鳥取市文化センターサテライトオフィス		午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び同法第3条第3項に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

第3条中「及び条例別表第2」を「から別表第3まで」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条に次に1項を加える。

2 附属設備等は、指定管理者が認めたときは、当該附属設備等が設置された施設以外の施設の利用者にも利用させることができる。この場合において、利用料金は前項の規定を準用する。

第4条第1項中「、鳥取市教育委員会公告式規則（昭和30年鳥取市教育委員会告示第12号）に定める掲示場への掲示」を削る。

第5条第4号中「第17条各号」を「第17条第1項各号」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 喫煙及び所定の場所以外での火気の使用を行わないこと。

別表第3中「設備器具使用料」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

文化センターサテライトオフィス 設備器具利用料金

区分	単位	金額
プロジェクター	1台	1時間につき190円
備考 1時間未満は、1時間とする。		

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

鳥取市文化センターサテライトオフィスを設置するためである。

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則 平成18年8月15日 鳥取市教育委員会規則第16号</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 <u>鳥取市文化センター（以下「文化センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。</u></p> <p>休館日及び開館時間</p> <table border="1" data-bbox="925 1120 1308 2016"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取市文化ホール</td> <td>(1) <u>火曜日</u></td> <td rowspan="2"><u>午前9時から午後10時まで</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	休館日	開館時間	鳥取市文化ホール	(1) <u>火曜日</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>	(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	<p>○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則 平成18年8月15日 鳥取市教育委員会規則第16号</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 <u>鳥取市文化センター（以下「文化センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>休館日</u></p> <table border="1" data-bbox="925 224 1308 1120"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取市文化ホール</td> <td>ア <u>火曜日</u></td> </tr> <tr> <td>イ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取市生涯学習センター</td> <td><u>12月29日から翌年の1月3日</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取市視聴覚ライブラリー</td> <td><u>までの日</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	休館日	鳥取市文化ホール	ア <u>火曜日</u>	イ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	鳥取市生涯学習センター	<u>12月29日から翌年の1月3日</u>	鳥取市視聴覚ライブラリー	<u>までの日</u>
施設の名称	休館日	開館時間															
鳥取市文化ホール	(1) <u>火曜日</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u>															
	(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>																
施設の名称	休館日																
鳥取市文化ホール	ア <u>火曜日</u>																
	イ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>																
鳥取市生涯学習センター	<u>12月29日から翌年の1月3日</u>																
鳥取市視聴覚ライブラリー	<u>までの日</u>																

<p>鳥取市生涯学習センター 二 鳥取市視聴覚ライブラ リー</p>	<p>12月29日から翌年の1月3日までの日</p>		<p>鳥取市こども科学館</p>
<p>鳥取市こども科学館 鳥取市文化センターサ テライトオフィス</p>		<p>午前9時から午後6時 まで 午前9時から午後9時 まで。ただし、日曜日 及び国民の祝日に関す る法律（昭和23年法 律第178号）に規定 する国民の祝日及び同 法第3条第3項に規定 する休日は、午前9時 から午後5時までとす</p>	<p>(2) 閉館時間 午前9時から午後10時まで。ただし、鳥取市こども科学館の利用は、午前9時から午後6時までとする。</p>

<p>(附属設備等の利用料金)</p> <p>第3条 条例別表第1から別表第3までに規定する附属設備等の利用料金は、別表第1から別表第4までのおりとする。</p> <p><u>2. 附属設備等は、指定管理者が認めたときは、当該附属設備等が設置された施設以外の施設の利用者にも利用させることができる。この場合において、利用料金は前項の規定を準用する。</u></p> <p>(文化活動ブースの利用者の公募の方法)</p> <p>第4条 条例第8条第2項の規定による公募は、とっとり市報への掲載その他適当な方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の公募は、利用者の資格、利用条件、利用料金、公募の期間、利用の申込みの方法、利用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにして行うものとする。 (見出・2項…一部改正〔平成31年教委規則2号〕)</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 文化センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 鳥取市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を利用</p>	<p>(附属設備等の利用料金)</p> <p>第3条 条例別表第1及び条例別表第2に規定する附属設備等の利用料金は、別表第1から別表第3までのおりとする。</p> <p>(文化活動ブースの利用者の公募の方法)</p> <p>第4条 条例第8条第2項の規定による公募は、<u>鳥取市教育委員会公告式規則（昭和30年鳥取市教育委員会告示第12号）に定める掲</u> <u>示場への掲示</u>、とっとり市報への掲載その他適当な方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の公募は、利用者の資格、利用条件、利用料金、公募の期間、利用の申込みの方法、利用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにして行うものとする。 (見出・2項…一部改正〔平成31年教委規則2号〕)</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 文化センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 鳥取市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を利用</p>

する場合において、入場券、観覧券その他これに類するものを発行するとき、文化ホールの収容定員を標準とすること。

- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - (3) 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) [条例第17条第1項各号](#)のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場させること。
 - (5) その他職員の指示する事項を守ること。
- (見出・本条…一部改正・旧7条…繰上〔平成31年教委規則2号〕)

(入場者の遵守事項)

第6条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) [喫煙及び所定の場所以外での火気の使用を行わないこと。](#)
 - (2) ～ (6) (略)
- 第7条～第8条 (略)
- 別表第1・別表第2 (略)
- 別表第3 (第3条関係)

(本表…全部改正〔令和元年教委規則9号〕)

文化ホール 設備器具利用料金

表 (略)

[別表第4 \(第3条関係\)](#)

[文化センターサテライトオフィス 設備器具利用料金](#)

する場合において、入場券、観覧券その他これに類するものを発行するとき、文化ホールの収容定員を標準とすること。

- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - (3) 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) [条例第17条各号](#)のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場させること。
 - (5) その他職員の指示する事項を守ること。
- (見出・本条…一部改正・旧7条…繰上〔平成31年教委規則2号〕)

(入場者の遵守事項)

第6条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) [所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。](#)
 - (2) ～ (6) (略)
- 第7条～第8条 (略)
- 別表第1・別表第2 (略)
- 別表第3 (第3条関係)

(本表…全部改正〔令和元年教委規則9号〕)

文化ホール [設備器具使用料](#)設備器具利用料金

表 (略)

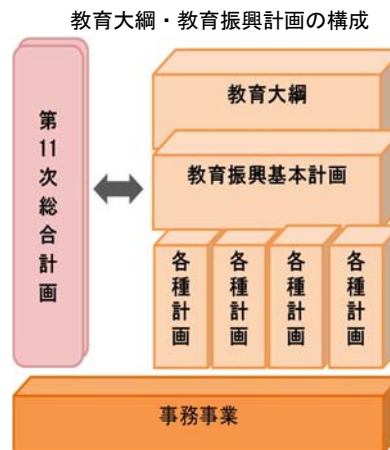
区分	単位	金額
プロジェクトター	1台	1時間につき190円
備考 1時間未満は、1時間とする。		

6月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年6月26日(金)
担当課	教育総務課

鳥取市教育大綱・教育振興基本計画の策定について

1. 策定の趣旨

平成28年4月に策定した「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」(以下「教育大綱」という。)及び「鳥取市教育振興基本計画」(以下「教育振興計画」という。)が、本年度をもって計画期間の終了を迎えることを受け、「第11次鳥取市総合計画」を踏まえた今後5年間の教育大綱及び教育振興計画を令和2年度中に策定し、本市の教育行政施策をさらに発展させるための取組を進めることとしています。



2. 策定の方針

人口減少と少子高齢化、産業構造の変化、経済のグローバル化やICT社会の進展、自然災害や感染症への対策など、社会経済情勢等の変化に伴い、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした状況の下、教育大綱・教育振興計画は、社会を展望した教育行政を推進していくための基本方針及びその具体的な方向性を示すものとして位置づけ、策定するものです。

3. 計画期間

計画期間は、第11次鳥取市総合計画の期間との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. スケジュール

教育大綱及び教育振興計画の策定にあたり、有識者や学校関係者、体育団体、地域組織、などで組織する鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定推進委員会(仮称)を立ち上げ、骨子や素案について意見を聞きながら進めることとしています。

令和2年	7月～8月	鳥取市教育大綱・教育振興計画策定推進委員会に骨子を説明 教育委員会・総合教育会議で骨子を説明
	9月	市議会に骨子を説明
	10月～11月	鳥取市教育大綱・教育振興計画策定推進委員会に素案を説明 教育委員会・総合教育会議で素案を説明
	12月	市議会に素案の説明 市民政策コメント(パブリックコメント)の実施
令和3年	1月	鳥取市教育大綱・教育振興計画策定推進委員会に最終案の説明 教育委員会・総合教育会議で最終案を説明
	2月	市議会に最終案を説明
	3月	教育大綱及び教育振興計画策定、公表

6月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年6月26日(金)
担当課	教育総務課

末恒小学校校舎外壁の落下について

昨年7月に、浜坂小学校で外壁が落下したことを受け、劣化が認められる学校の外壁を順次改修することとしておりました。そのうち今年度に改修を予定していた末恒小学校について、令和2年6月15日に外壁の落下が確認されたため、速やかに修繕対応することとします。

1 経過

昨年6月には施設点検を実施し、外壁落下の危険性を確認しており、学校及び学校を通じて放課後児童クラブに対し注意喚起と立入制限を要請していました。

令和2年6月15日18時30分頃、放課後児童クラブ職員が落下物を発見し、学校に報告。聴き取りでは、児童クラブ開始時点では、落下物は無かったとのことであり、落下はこの間にあったものと推測されます。

2 外壁落下に関する概要

(1) 落下箇所

校舎（教室棟）北側、放課後児童クラブ周辺 ※別紙のとおり

(2) 落下物

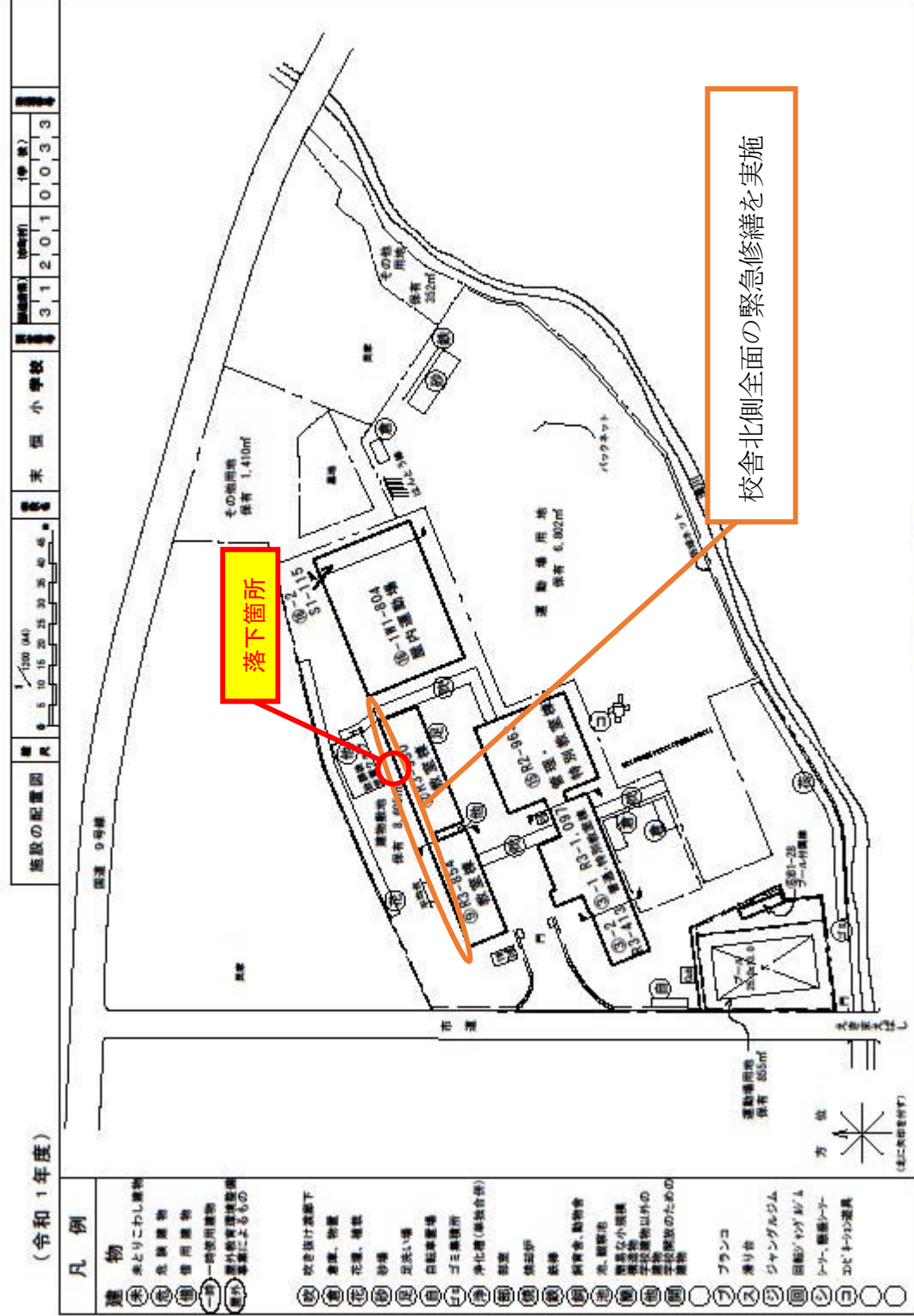
コンクリート片（長さ34cm・幅7cm・厚さ3.5cm・555g）



(3) 落下物による人的被害は生じていない

3 今後の対応

6月16日に現地確認を行いました。落下場所以外の複数箇所に見られたひび割れの進行状況は目視では確認できませんでした。しかし、塩害の影響を受け劣化が進みやすい場所にあることから、計画を前倒し、早期に校舎北側全面の緊急修繕を行います。



6月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年6月26日(金)
担当課	学校教育課

「分散登校への意見」アンケートについて

(1) この度の分散登校の実施状況について

- 大きな混乱なく、当初の予定通り実施できた . . . 34校

小学校 . . . 26名	中学校 . . . 7校	義務教育学校 . . . 1校
---------------	--------------	-----------------

 多少の課題や変更点があったが、おおむね当初の予定とおりに実施で . . . 22校

小学校 . . . 13名	中学校 . . . 6校	義務教育学校 . . . 3校
---------------	--------------	-----------------

(2) 自由記述

困難だった点 ※抜粋

【児童生徒について】

～小学校～

- ・登下校時の安全面への配慮。地域や保護者をお願いしても十分な見守りとならない。特に午後から登校する児童の見守りが不十分。登校班がバラバラになることによる不安。
- ・午後グループの児童の集中力が続かない。生活リズムが崩れた。
- ・新しい登下校のやり方のため、間違えて帰ってしまうなどの混乱もあった
- ・グループの分け方に苦慮。
- ・十分な給食時間の確保が難しかった。

～中学校～

- ・午後グループの生徒が早く登校した際の待機場所がなく、悪天候時に困ると思われた。
- ・午後グループの生徒は起床時間が遅いようで、生活リズムが崩れ、授業に集中できなかつた。
- ・授業がない時間の生徒指導上の問題が心配だった。
- ・午後グループは暑い時間帯に登校するため元気がなかった。
- ・通常と異なる生活リズムに体調を崩す生徒もいた。
- ・給食の残量が多い(午後登校グループ)

【教職員について】

～小学校～

- ・一時預かり児童の指導にあたる職員配置に苦慮
- ・学級を分けた際の授業担当教員配置に苦慮
- ・担任外の教員による授業が増え、教材研究に時間を費やした
- ・午前午後の二交代制の授業にいつも以上の疲労感を感じた
- ・生活時程や時間割の組み方、一時預かりに向けての準備、グループの分け方等に相当の時間を費やした。
- ・教職員の負担が大きくなった。
- ・バス待ち児童の待機場所と対応にあたる教職員の人員確保が難しかった。

～中学校～

- ・バス時刻と生活時程の兼ね合い
- ・県費非常勤職員の勤務時間の割振変更
- ・育児短時間勤務教員の授業が組みにくい

- ・教職員によって授業の持ち方に偏りが出てしまい負担
- ・実施する教科に偏りが出てしまい、実技教科を入れにくかった。
- ・担任業務の時間確保が難しい
- ・小規模校では午前のみ、大規模校では午前午後となり、職員への負担に違いがある。

【その他】

- ・午後登校の児童の保護者の不安と負担が大きいと感じた。
- ・分散登校による授業時の密は避けられるが、給食時は合同のため密になっている。保護者からも苦情があった。
- ・他の学校の例をあげて苦情を言ってこられる保護者もいた。

分散登校への意見等 ※抜粋

【よかったこと】

- ・給食が食べられたことは良かった。
- ・休校ではなく、子どもたちにとっては、学校で友だちに会える、学習ができることは有意義であったと思う。
- ・町区別のグループは登下校の安全面でもよかったと思う。
- ・このたびは、事前予告があったため、想定しながらの準備ができてよかった。必ずしも猶予があるわけではないが、早めに情報提供していただけるとありがたい。
- ・対応等に苦慮したが、このたびのことがあったので、次あった時もスムーズに対応できると思う。
- ・給食があることで生活時程に縛りが出るが、「食」を保障するという点で給食は実施すべき。基本的に今回の方法で行うことが妥当と思われる。

【要望等】

- ・方針がいつ出るのか、保護者あての文書の有無等、なるべく早く情報がほしい。前日では厳しいので、前々日にはいただきたい。
- ・一時預かりはやめてほしい。職員が確保できず、大きな負担となる。
- ・もう少し準備期間をとってもらいたい。
- ・本当に分散を実施するなら、給食も考える必要がある。給食時は密になるため、給食無しの午前中授業とならないか。隔日の登校としてほしい。
- ・給食は実施してほしい。
- ・40分学習になれば余裕が生まれ、負担感もぐっと減ると思われる。
- ・長期になる場合は、オンライン授業等、ネットの活用も行いたい。その際、ネット環境のない家庭への貸出のできるタブレット等が何台かあるとよい。
- ・一度決められた期間は最後まで実施していただきたい。特に外部との折衝で再度の連絡等で混乱が生じた。
- ・学年等の分散登校を希望する。(1・2年登校、3年休み…)

【児童クラブについて】

- ・一時預かりを児童クラブにお願いしたい。午前中からお願いしたい。(複数校より)

※課題点等を把握するためのアンケートだったが、見守りボランティア、PTA、放課後児童クラブ、学校運営協議会の皆さんに対する感謝の記述もあり、学校からの直接聞き取りをした際も感謝の声が多く聞かれた。

定例教育委員会 資料	
令和2年6月26日	
担当課 電話 (内線)	生涯学習・スポーツ課 0857-30-8425 (内線 7850)

地域組織のあり方検討について

1 経過及び取組状況

本市では、地域組織支援モデル事業の取組（組織の一体化・補助金等の一本化）と並行し、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の機能や運営形態について、関係団体（まちづくり協議会）や地区公民館、外部委員会等との意見交換を行ってきました。

そうした中、モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、公共施設等の管理運営事業の受託について意向が示されました。

その後、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ね、令和3年度から、拠点施設に指定管理者制度を導入し、地域組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進させたいと考えています。

市政改革プラン（R2.3.25公表）

活動の主体となる「まちづくり協議会」などの地域組織が、より裁量を持って地区公民館の運営を行っていただくことができるよう指定管理者制度を活用することで、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進します。

2 指定管理者制度の内容等（案）

指定管理者制度の導入可否等は、制度検討委員会における審議を経て取りまとめていきます。

（1）対象施設

佐治町コミュニティセンター（佐治地区公民館との複合施設）

- ・ 建築年：昭和59年（築36年）
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造3階
- ・ 延床面積：1,548.74㎡
- ・ 所管：生涯学習・スポーツ課

（2）地域組織による地域づくり事業と拠点施設の運営により期待される効果

- ① 地域の実態や課題解決、地域づくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- ② 地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上

（3）想定している業務内容（仕様書に定める主な指定管理業務）

- ① 地域振興・福祉業務（コミュニティ計画に基づく各種事業の支援）
- ② 生涯学習業務（住民福祉の増進や地域づくりの基盤となる学びの提供）
- ③ 災害対応業務（避難場所としての施設管理）
- ④ 施設運営業務（施設の貸し出し、利用料金の徴収、管理に必要な鍵の保管）
- ⑤ 施設管理業務（建築物及び設備の保守管理、備品の保守管理、施設管理、清掃）

3 今後の取組（スケジュール案）

令和2年6月 総務企画・文教経済委員会へ経過等を報告

8月 指定管理者制度検討委員会（制度導入の可否等を審議）

《以下、指定管理者制度の導入を進める場合》

9月 指定管理者制度導入に関連する条例改正及び債務負担に関する議案上程
指定管理者の募集

12月 指定管理者指定に関する議案上程

令和3年4月 指定管理者による運営開始（3年間を予定）

《今後の取組み方針》

今回の地域拠点施設への指定管理者制度導入は、地域が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的として取り組むまちづくり事業の一環として、地域の希望に沿った地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

今後も地域と対話を重ね、各地域がそれぞれの判断によって、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。

6月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年6月26日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市民体育館解体再整備事業について

鳥取市民体育館再整備事業（現施設解体業務）のため、P F I 鳥取市民体育館株式会社がアスベスト含有調査を実施したところ、市民体育館の外壁仕上塗材ほか数カ所の部材からアスベストが検出されました。

施設を解体するにあたっては、事前にアスベスト除去を行う必要があるため、P F I 鳥取市民体育館株式会社と除去方法やその費用について早急に精査を行います。

- 1 試料採取 令和2年4月6日から8日
別紙資料のとおり、33部位より試料採取（計50カ所）
市へ報告 令和2年5月20日
- 2 アスベスト検出状況

市民体育館	外壁仕上塗材、医務室Pタイル及び消火栓配管エルボより検出
市民プール	検出なし
勤労青少年ホーム	床材、天井板等より検出

4. 分析・試験結果

試料 No.	試料名称	採取場所	採取部位	定性分析結果		石綿含有判定結果		
				PLM/分散染色	SEM/EDXA	石綿の有無	種類 (含有率)	
1	A	仕上塗材	南側、東側、北側 外壁	外壁グレー	検出	—	有	Chr (0.28%)
2	B	仕上塗材	南側、東側、北側 外壁	外壁白	検出	—	有	Chr (0.86%)
3	C	仕上塗材	西側外壁	改修壁	検出	—	有	Chr (2.0%)
4	D	吹付材	西側軒天	軒天ロッ クウール	不検出	—	無	—
5	E	仕上塗材	2階 北東側階段室、 通路内側・外側壁	室内壁	不検出	—	無	—
6	1	Pタイル	1階 管理ホール	床	不検出	—	無	—
7	2	Pタイル	1階 医務室	床	検出	—	有	Chr
8	3	シート	1階 湯沸かし室	床	不検出	—	無	—
9	4	クロス	1階 放送室	壁	不検出	—	無	—
10	5	ジブトーン	1階 廊下	天井	不検出	—	無	—
11	6	断熱材吹付	2階 切符売り場	天井	不検出	—	無	—
12	7	保温エルボ	1階 廊下 消火栓	配管	検出	—	有	Chr, Amo
13	F	仕上塗材	南側・西側・北側 立面	ハンチ部分	不検出	—	無	—
14	G	仕上塗材	南側・西側・北側 立面	RC部分	不検出	—	無	—
15	H	仕上塗材	南側・西側・北側 立面	CB部分	不検出	—	無	—
16	I	仕上塗材	1階 北側・南側・ 東側立面	外壁白	不検出	—	無	—
17	8	シート	1階 廊下	床	検出	—	有	Chr
18	9	樹脂系タイル300角	1階 図書室	床	検出	—	有	Chr
19	10	シート	2階 廊下	床	不検出	—	無	—
20	11	Pタイル	2階 階段室	床	検出	—	有	Chr
21	12	ソフト巾木	1階 廊下	床	不検出	—	無	—
22	13	クロス	1階 事務室	壁	不検出	—	無	—
23	14	クロス	1階 集会室・講習室	壁	不検出	—	無	—
24	15	クロス	1階 図書室	壁	不検出	—	無	—
25	16	クロス	1階 音楽室	壁	不検出	—	無	—
26	17	クロス	2階 音楽室	壁	不検出	—	無	—
27	18	クロス	1階 ホール	天井	不検出	—	無	—
28	19	ダイケン不燃ボード	1階 廊下	天井	検出	—	有	Chr
29	20	ダイケン不燃ボード (柄)	1階 図書室	天井	不検出	—	無	—
30	21	フレキシブルボード	1階 便所	天井	検出	—	有	Chr, Amo
31	22	吸音板	1階 音楽室	天井	検出	—	有	Chr
32	23	石膏ボード	2階 軽運動場	天井	不検出	—	無	—
33	24	ボード	1階 集会室・講習室	天井	検出	—	有	Chr

備考 Chr:クリソタイト Amo:アモサイト Cro:クロシドライト
Tre:トレモライト Act:アクチノライト Ant:アンソフィライト
定量分析は、試料A~Iのうち、石綿含有の試料(No.1(A)~3(C))のみ実施した。

6月定例教育委員会資料	
年月日	令和2年6月26日
担当課	文化財課

特別天然記念物コウノトリの生育状況等について（報告）

【これまでの経過】

- ① 4月上旬 気高町日光 個人設置の人工巣塔に昨年の宝木電波塔と同じ親ペアが営巣し産卵
- ② 4月上旬、コウノトリ観察の注意喚起の表示を現地に設置し、報道機関に資料提供
- ③ 5月18日に孵化し、現在3羽のヒナが生育中と思われる（新型コロナウイルス感染症対策のため兵庫県立コウノトリの郷公園による現地確認ができていないため、未確定）
- ④ 6月下旬現在、ヒナは順調に成育しており、標識足環の設置を予定している。
- ⑤ 順調であれば8月頃に巣立つものと思われる。

【気高町日光 人工巣塔について】

所在地：気高町日光 地内（別紙2）

設置者：椿 壽幸氏

【足環の取付について】

- 日 時 令和2年6月中（取付日時はコウノトリ保護を優先して非公開）
- 場 所 鳥取市気高町日光 人工巣塔
- 実 施 者 鳥取市文化財課・鳥取県文化財課、緑豊かな自然課・兵庫県立コウノトリの郷公園
- 備 考 ※終了後に報道資料提供します。
 ※コウノトリを落ち着かせるため、当日17時以降の報道解禁とします。
 ※作業中の写真は、作業終了後に鳥取市教育委員会から提供します

【事業の概要】

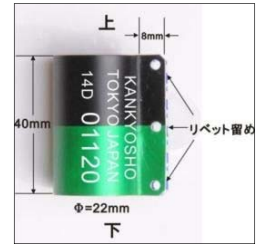
- ① 個体識別のため、コウノトリのヒナに標識足環を取り付ける（昨年も実施）。
- ② ヒナへの足環取付、DNA採取などは兵庫県立コウノトリの郷公園が実施。
- ③ ステージ型高所作業車など必要な準備は鳥取市が行い、県も協力。
- ④ 日本野鳥の会鳥取支部と連携し、県内の標識調査員の有資格者を対象に、将来の足環取付にむけた現地研修を行う。
- ⑤ 詳細は別紙1参照

別紙1

別紙

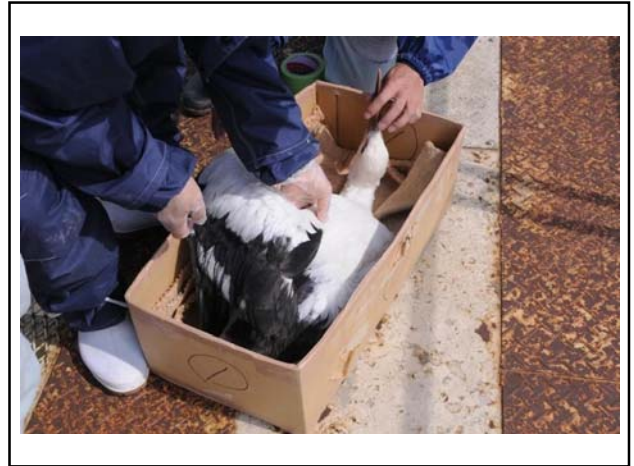
人工巣塔における コウノトリ雛の捕獲と足環装着

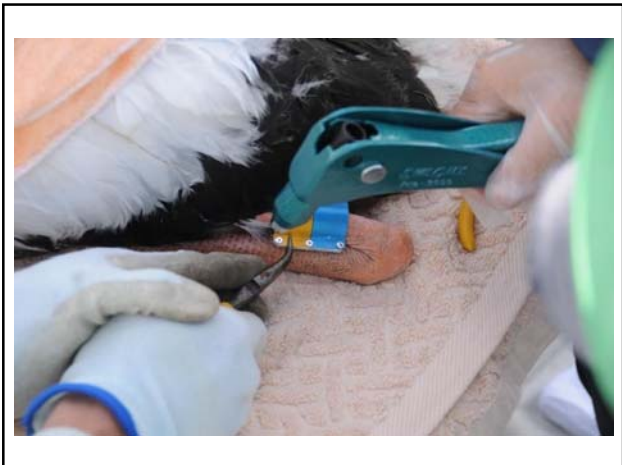
足環の概要



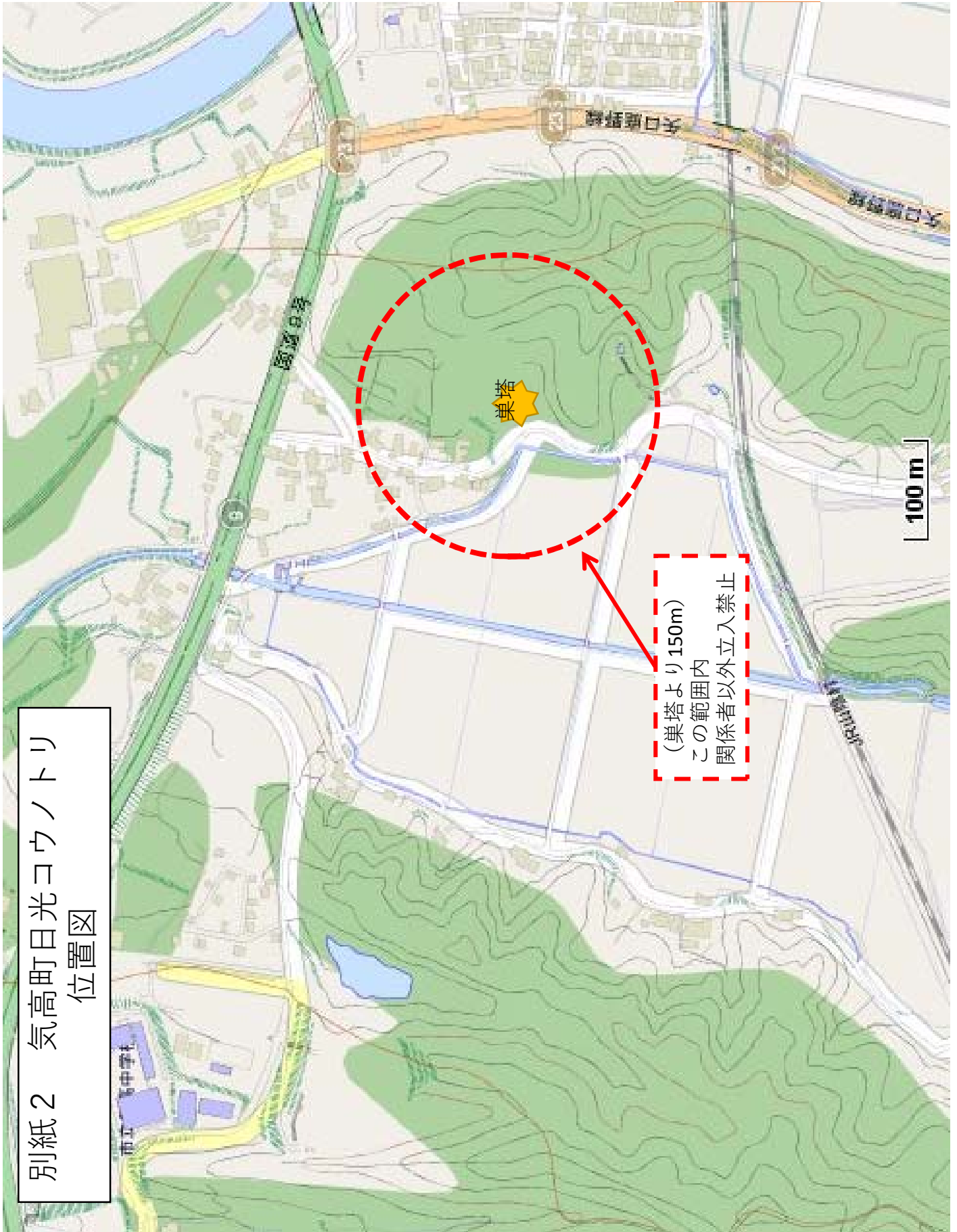
色の組み合わせにより個体を識別することが可能となる







別紙2 気高町日光コウノトリ
位置図



[報告事項]

公用車の事故について

1. 日 時 令和2年6月5日（金）15時00分頃
2. 場 所 鳥取市湖山町北六丁目262番地
株式会社 エスマート 湖山店 第2駐車場内
3. 相手側 株式会社 エスマート 湖山店
破損状況：第2駐車場 出入口ブロック塀の破損
4. 鳥取市側 破損状況：移動図書館車左側面を破損及び左後輪タイヤ
1本に亀裂
5. 状 況

トイレ休憩のため、株式会社エスマート湖山店 第2駐車場に左折で入場しようとした際に、車体左側面及び後輪タイヤがブロック塀にあたり、車両、タイヤ、ブロック塀を破損した。発生時、対向車線に車が停車しており、対向車へ注意が向き、車両左側の確認が不十分であったために起きた事故です。

6. 今後の対応について

損害賠償の額等については、現在調整中

参考：破損したブロック塀の見積額

19,800円

7. 写真等

